

平成29年1月定例教育委員会 会議次第

開催日時：平成29年1月30日（月）9時～

会 場：白杵庁舎3階 301会議室

1 開 会

2 教育長報告

3 協議事項

- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
(教職員(小中学校)の内申について)
- 第1号議案 白杵市立中学校の設置に関する条例等の一部改正について
- 第2号議案 白杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用
弁償に関する条例の一部改正について
- 第3号議案 白杵市協育コーディネーター設置規則の制定について
- 第4号議案 白杵市特別支援教育就学奨励規則の一部を改正する規則につ
いて
- 第5号議案 白杵市児童生徒通級指導実施要綱の一部を改正する告示につ
いて
- 第6号議案 白杵市文化財調査委員の委嘱について

4 学力向上について

5 教育予算等について

6 その他

- ・新教育委員会制度による「教育長職務代理者の呼称」について
- ・フッ化物洗口事業について
- ・卒業式(幼・小・中)の出席について
- ・学童思春期家庭教育方針案について
- ・日本遺産の申請について

7 閉 会

連絡事項

(1) 各課からの連絡等

- ・幼稚園の応募状況について
- ・山内流寒中水泳について
- ・成人式について
- ・流通経済大学野球部の合宿について
- ・県内一周駅伝大会について

(2) 平成29年2月定例教育委員会の開催について

候補日：①平成29年2月27日（月）9時から

平成29年1月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成29年1月定例教育委員会付議議案 目次

報告第1号	専決処分の承認を求めることについて ……1 (教職員(小中学校)の内申について)
第1号議案	臼杵市立中学校の設置に関する条例等の一部改正について ……2
第2号議案	臼杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用 弁償に関する条例の一部改正について ……4
第3号議案	臼杵市協育コーディネーター設置規則の制定について ……6
第4号議案	臼杵市特別支援教育就学奨励規則の一部を改正する規則につい て ……8
第5号議案	臼杵市児童生徒通級指導実施要綱の一部を改正する告示につい て ……9
第6号議案	臼杵市文化財調査委員の委嘱について ……11

第1号議案

臼杵市立中学校の設置に関する条例等の一部改正について

臼杵市立中学校の設置に関する条例の一部改正することについて議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定に基づき議決を求める。

平成29年1月30日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

記

臼杵市立中学校の設置に関する条例等の一部改正について

臼杵市立中学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 月 日提出

臼杵市長 中野五郎

臼杵市立中学校の設置に関する条例等の一部を改正する条例

（臼杵市立中学校の設置に関する条例の一部改正）

第1条 臼杵市立中学校の設置に関する条例（平成17年臼杵市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表の臼杵市立豊洋中学校の項を削る。

（臼杵市体育施設条例の一部改正）

第2条 臼杵市体育施設条例（平成17年臼杵市条例第206号）の一部を次のように改正する。

別表第1の豊洋中学校グラウンド夜間照明施設の項を削る。

別表第2の豊洋中学校グラウンド夜間照明施設の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

平成29年3月31日をもって、臼杵市立豊洋中学校を廃校することとし、併せて当該中学校に付随する体育施設を廃止することとしたいので提出する。

第2号議案

臼杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

臼杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正することについて議会の議決を必要とするので、下記議案を提出することについて臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定に基づき議決を求める。

平成29年1月30日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

記

臼杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

臼杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

臼杵市長 中野五郎

臼杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

臼杵市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年臼杵市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 教育委員 月額 33,000円

第2条第1項第6号に次のように加える。

シ 学校運営協議会委員 年額 4,000円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

教育長の任期満了をもって教育委員長の職が効力を失うことに伴う規定の整備を行い、及び学校運営協議会委員の報酬を定める必要があるので提出する。

第3号議案

臼杵市協育コーディネーター設置規則の制定について

臼杵市協育コーディネーター設置規則の制定について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき議決を求める。

平成29年1月30日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎藤克己

臼杵市協育コーディネーター設置規則を次のように定める。

臼杵市協育コーディネーター設置規則

（設置）

第1条 学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を補完・融合し、協働して子どもたちを見守り育てる仕組み（以下「協育ネットワーク」という。）の構築を図るため、臼杵市協育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置く。

（任務）

第2条 コーディネーターは、協育ネットワークを構築して推進するため、社会教育主事・社会教育指導員の指導のもと、行政の関係機関や地域の関係団体等と連携し、地域の拠点となる学校との協働体制を作りながら、次に掲げる事項に関して調整・助言等を図るものとする。

- （1） 地域住民との協働による学校教育活動への支援に関すること。
- （2） 地域の人材育成及び活用による地域教育力向上に関すること。
- （3） 家庭教育支援に関すること。
- （4） 子どもの教育活動への支援に関すること。
- （5） 読書活動推進に関すること。
- （6） 協育ネットワーク推進に係る活動の情報収集・広報に関すること。
- （7） 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項に関すること。

（委嘱）

第3条 コーディネーターは、次に掲げる条件の全てを満たすもののうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 健康的かつ活動的であること。
- （2） 教育に関する経験を有し、又は教育に関する識見を有し、かつ、地域と学校・家

庭への理解が深いこと。

(3) 住民から信頼される者であること。

2 コーディネーターは、社会教育指導員及び社会人権・同和教育指導員と兼ねることができる。

(任期)

第4条 コーディネーターの任期は、1年とする。ただし、補欠のコーディネーターの任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、任期中においてもコーディネーターを解嘱することができる。

3 コーディネーターは、再任することができる。

(服務)

第5条 コーディネーターは、その職務を遂行するに当たって法令、条例及び規則に従わなければならない。

2 コーディネーターは、その職の信用を失墜させ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 コーディネーターは、教育委員会の許可があつた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 コーディネーターは、教育委員会が定める活動報告書に必要な事項を記録し、教育委員会に報告しなければならない。

(研修)

第6条 コーディネーターは、常にその活動を行う上で必要な知識及び技術の取得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を補完・融合し、協働して子どもたちを見守り育てる仕組みの構築を図るため、臼杵市協育コーディネーターを設置する必要があるため。

第4号議案

臼杵市特別支援教育就学奨励規則の一部を改正について

臼杵市特別支援教育就学奨励規則（平成21年臼杵市教育委員会規則第13号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年1月30日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己。

臼杵市特別支援教育就学奨励規則の一部を改正する規則

臼杵市特別支援教育就学奨励規則（平成21年臼杵市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「」に在籍する児童及び生徒」を「に在籍する児童及び生徒（」に改め、「保護者」という。）」の次に「又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童及び生徒の保護者」を加える。

様式第2号中「特別支援学級名」を「学級名」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

国の就学奨励事業に合わせ保護者の経済的負担を軽減するもの

第5号議案

臼杵市児童生徒通級指導実施要綱の一部を改正について

臼杵市児童生徒通級指導実施要綱（平成23年臼杵市教育委員会告示第12号）の一部改正について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第2号の規定に基づき、議決を求める。

平成29年1月30日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市児童生徒通級指導実施要綱の一部を改正する告示

臼杵市児童生徒通級指導実施要綱（平成23年臼杵市教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臼杵市児童生徒通級指導に関する規則（）」の次に「平成23年臼杵市教育委員会規則第20号。」を加える。

第2条第1項中「ある」の次に「と認める」を、「対し」の次に「、通級による指導の届出書(様式第1号)により」を加え、同条第2項中「自校通級による指導又は他校通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、当該児童又は生徒の氏名及び通級による指導を受けさせる学校（以下「通級指導校」という。）を、在学校の校長に」を「臼杵市立の学校において通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、当該児童又は生徒の氏名及び通級による指導を受けさせる学校(以下「通級指導校」という。)を、当該児童又は生徒が在籍する学校(以下「在籍校」という。)の校長及び通級指導校の校長に対し、通級による指導の実施について(様式第2号)により」に改め、同条第4項を削る。

第3条を次のように改める。

(特別の教育課程の編成等)

第3条 在籍校及び通級指導校の校長は、前条第2項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について協議するものとする。

2 通級指導校の校長は、前項の協議を終了したときは、当該児童又は生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を、在籍校の校長に対し、通級による指導の指導時間等について（様式第3号）により通知するものとする。

3 在籍校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、通級による指導に係る特別の教育課程について（様式第4号）により教育委員会に届け出るものとする。

第4条中「前条第1項及び同条第4項の通知」を「前条第3項の届出」に改め、「対し、」の次に「通級による指導の実施について（様式第5号）により」を加える。

第5条第1項中「自校」及び「当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するとき、又は他校通級による指導を受けている児童又は生徒について」を削り、「その旨を通知する」を「通級による指導の終了届出書（様式第6号）により、その旨を届け出る」に改め、同条第2項中「通知」を「届出」に、「並びに当該児童又は生徒の保護者に対し」を「に対しては通級による指導の終了について（様式第7号）により、当該児童又は生徒の保護者に対しては通級による指導の終了について（様式第8号）により」に改める。

第7条中「その他、通級による指導を行う場合の取扱いに関し」を「この要綱に定めるもののほか」に、「別に」を「、教育長が」に改める。

附則の次に次の8様式を加える。

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行とする。

理由

実際の取り扱いに合わせた変更及び、様式の策定

第6号議案

臼杵市文化財調査委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求める。

平成29年1月30日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤克己

臼杵市文化財保護条例（平成17年臼杵市条例第208号）第63条及び第64条の規定に基づき、下記の者に文化財調査委員を委嘱する。

記

氏名	性別	年齢	所属	専門分野
たかはし のぶたけ 高橋 信武	男	64歳	学位：文学博士 所属研究会：日本考古学協会、日本銃砲史学会等 著作：「西南戦争の記録」1～5等	日本考古学

任期：平成29年2月1日～平成29年4月30日

理由

文化財調査委員の補充により委嘱するもの。